

ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例

(平成28年3月18日 厚生労働省 事務連絡)

規制改革の内容

特例措置前

ユニット型指定介護老人福祉施設における「共同生活室」は、良好な生活環境の確保のため、小グループ(ユニット)ごとの設置が必要

特例措置

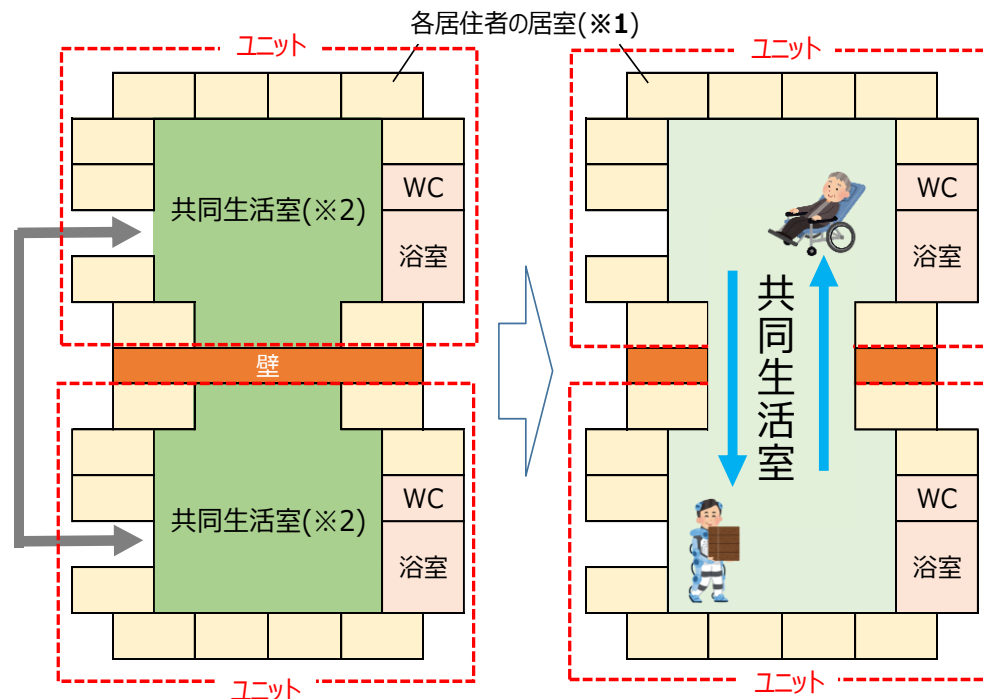
介護ロボットを導入してユニットケアの実証実験を行う場合、隣接する2つのユニットが1つの共同生活室を一体的に利用することが可能に

効果

- ・介護職員の補助・代替機能を有するロボット技術の開発等の促進
- ・介護職員の負担軽減等に寄与

規制改革の概要

1ユニット(定員を原則として概ね10人以下とし、15人を超えないもの)ごとに「共同生活室」を設置



※1 居室の広さは1人当たり10.65㎡以上
※2 共同生活室の広さは2㎡×入居定員数以上

隣接する2つのユニットを一単位とした「共同生活室」の一体的な利用